

保護者の皆さまへ

マイナンバーの記載が必要です

(1) 番号法の施行について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月1日以降、各種手続きの際、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

(2) マイナンバーの記載が必要な手続きについて

マイナンバーの記載が必要な手続きは下記のとおりです。

- ①教育・保育給付支給認定申請書（新制度園に新規に入園するとき）
- ②教育・保育給付支給認定変更申請書（認定区分等の変更を行うとき）
- ③変更届（申請内容の変更を行うとき）
- ④支給認定証再交付申請書（紛失等により認定証の再交付の申請を行うとき）

(3) マイナンバーの記載に係る本人確認等について

マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するために、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

上記（2）の手続きを行う際は、下記の書類をお持ちください。

◆申請書に記載のある保護者が申請書等を提出する場合

- ・手続きを行う保護者の方の番号確認書類（裏面（4）参照）
 - ・手続きを行う保護者の方の身元確認書類（裏面（5）参照）
- ※手続きを行わない保護者の方の番号・身元確認書類は不要です。

◆申請書に記載のない方（代行者）が申請書等を提出する場合

- ・申請書に記載のある保護者の方の番号確認書類（裏面（4）参照）
 - ・申請書に記載のある保護者の方の身元確認書類（裏面（5）参照）
- ※代行者の方の本人確認は不要です。

(4) 番号確認書類

| |
|---------------------------------|
| ・個人番号カード（身元確認もできます） |
| ・通知カード（平成27年10月以降に自宅に郵送された通知） |
| ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 |

(5) 身元確認書類

※次の写真付きの書類の場合は、1点で身元確認が行えます。

| | |
|---------------------|--------------|
| ・個人番号カード（番号確認もできます） | ・身体障害者手帳 |
| ・運転免許証 | ・精神障害者保健福祉手帳 |
| ・パスポート | ・養育手帳（愛の手帳） |
| ・在留カード | ・特別永住者証明書 等 |

※次の書類の場合は、2点提示が必要となります。

| | |
|--------------------|---------------|
| ・健康保険被保険者証 | ・児童扶養手当証書 |
| ・税金、社会保険料、公共料金の領収書 | ・特別児童扶養手当証書 |
| ・母子健康手帳 | ・後期高齢者医療被保険者証 |
| ・国民年金手帳 | ・介護保険被保険者証 等 |

